

YAMAGATA ドリームキッズ奨励金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は YAMAGATA ドリームキッズ（以下「ドリームキッズ」という）として認定された選手へスポーツ協会が奨励金を交付することにより、将来のトップアスリートの育成及びスポーツ水準の向上を計ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象となる者は、大江町に住所を有する小中学生とし、山形県スポーツアスリート発掘事業実行委員会よりドリームキッズの認定を受けた選手とする。

(交付金額及び回数)

第3条 奨励金の額は一選手につき 10,000 円とする。
交付回数は、ドリームキッズの認定を受けた年から在籍している期間中、一回のみとする。

(交付申請)

第4条 奨励金の申請は、YAMAGATA ドリームキッズ奨励金交付申請書に必要事項を記載し、認定証の写しを添えて提出すること。

(交付決定)

第5条 会長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認める時は決定通知書により申請者へ通知するものとする。

(不交付)

第6条 申請内容に虚偽その他不正があった場合は奨励金を交付しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は令和 8 年 4 月 17 日から施行する。